

日常生活用具給付の購入助成おこないます

令和5年4月

備前市では、1人暮らしの高齢者、要介護認定を受けている住民税非課税の高齢者に対し、日常生活用具の給付をおこないます。
購入前に申請をし、給付決定を受ける必要がありますので、まずはご相談ください。

○対象要件

次の全ての条件を満たしている人を、助成金の対象とします。

- ☐ 備前市に住民登録がある人
- ☐ 65歳以上の人
- ☐ 住民税非課税の人
- ☐ 下記のいずれかに該当する人
 - ・ひとり暮らしの人
 - ・要介護認定を受けている人
- ☐ 過去に同一用具の給付を受けていない人（給付は1つの種目につき1回です）

○給付にかかる費用について

日常生活用具の種目ごとに基準額があり、それらを上回った金額につきましては自己負担となります。

種 目	基 準 額
手押車	8,300円
杖	1,900円
ガス漏れ報知器	8,200円
自動消火器	28,700円

※基準額に満たない場合でも残額の再申請は不可です

※取付費用は対象になりません。

○ご注意いただきたいこと

- ・必ず事前に申請をしてから購入してください。給付の申請後、市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。
- ・見積書、カタログの写しは購入予定のお店にお願いしてください。
- ・用具の購入費用は、個人負担・市役所負担と分かりますので、見積書をお願いするときに、購入店に伝えておいてください。購入店によっては、分割での支払いを断られることがありますので、お気をつけください。

○お問合せ先

備前市 介護福祉課 長寿福祉係

〒705-8602 備前市東片上126番地 （備前市役所2階）

電話：（0869）64-1875

FAX：（0869）64-1847

【裏面もご覧ください。（手続きの流れ、必要書類）】

～手続きの流れ～

※④の交付決定通知を受け取る前に購入したものは、対象外になるのでご注意ください。

